



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第80号 (2009年9月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



新旧長官会見
(7月14日)



財務局長会議
(7月29日)

目次

【トピックス】

- 「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告の公表について 2
- 平成20年度における地域密着型金融の取組み状況について 4
- 商工会議所に対するアンケートの調査結果の概要について 9
- 金融審議会金融分科会第二部会協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理報告書」の公表について 10
- 「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表について 11
- 「金融検査指摘事例集」等の公表について 12
- 「株券等の公開買付けに関するQ&A」の公表について 13
- 保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理」の公表について 14
- 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について 14
- 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂・公表について 15

【法令解説等】

- 「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について 17
- 「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係)(案)」に対するパブリックコメントの結果等について 18

【金融ここが聞きたい!】 19

【お知らせ】 20

【7・8月の主な報道発表】 24

【トピックス】

「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告の公表について

1. 「多重債務問題改善プログラム」の策定・実施

深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、平成 18 年 12 月、内閣に、金融担当大臣を本部長とし、関係閣僚をメンバーとした「多重債務者対策本部」が設置されました。同時に、多重債務者対策についての専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野を持ち、多重債務問題改善のための基本的な方針について議論を行うことを目的として、本部に「多重債務者対策本部有識者会議」が設置されています。

有識者会議では、多重債務者対策のあり方について精力的に議論を行い、平成 19 年 4 月に、政府及び関係機関が取り組むべき施策をまとめた「多重債務問題改善プログラム」が策定されました。現在、同プログラムに沿って、関係省庁、関係機関により多重債務者対策が進められているところです。

「多重債務問題改善プログラム」は、深刻化する多重債務問題を総合的に解決するために、

- ① 丁寧な事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化、
- ② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供、
- ③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化、
- ④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

の4つを柱としており、関係者が一体となって、プログラムに盛り込まれた各施策に取り組んでいくこととなっています。

また、多重債務問題改善プログラムは、少なくとも毎年1回、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、その着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討することとされています。

2. 平成 20 年度における「多重債務問題改善プログラム」の実施状況のフォローアップ

昨年 5 月に実施された平成 19 年度のフォローアップでは、総じて施策の着実な進展が見られるとの評価を受けた一方、各施策がどの程度の借り手に届き、どのような成果が上がっているかについて定量的に評価できるよう工夫すべき等の指摘も併せて行われました。

平成 20 年度は、この指摘を踏まえ、有識者会議を 6 回開催し、多重債務者対策に実際に携わっている関係者からのヒアリングを実施することで、多重債務者対策の現場の状況の把握及び現場が直面する課題の抽出を進めてきました。

また、同時に、多重債務問題改善プログラムの実施状況を把握するため、関係省庁、関係機関の平成 20 年度における取組みの状況と今後の予定の調査を実施しました。

これらの検討・調査を経て、平成 21 年 6 月に「多重債務問題改善プログラムの実施状況に関する報告」が有識者会議で取りまとめられました。

3. 「多重債務問題改善プログラムの実施状況に関する報告（平成 20 年度）」の概要

本報告は、多重債務者対策に係る現場の状況、現場が直面する問題等を把握するために行ってきたヒアリングの結果をまとめるとともに、平成 20 年度の「多重債務問題改善プログラム」の実施状況のフォローアップを行い、今後関係者が重点的に取り組むべき事項について提言しています。

本報告で取りまとめられた今後重点的に取り組むべき事項の概要は以下のとおりです。

<総論>

多重債務問題改善プログラムの施策については、全体として着実に進められていると考えられる。

一方、世界的な金融・資本市場の混乱と景気後退に伴い、生活者や中小・零細企業を取り巻く状況は引き続き厳しいものとなっていること等を踏まえ、引き続き高い問題意識を持って多重債務問

題に取り組むことが必要であり、国、地方自治体及び関係団体においては、以下の個別事項を含む諸般の対策に各々努めるとともに、相互の連携を一層緊密なものとしていくことが重要である。

＜ 1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化＞

相談窓口については、全国各地で設置が進んでおり、都道府県、市区町村、財務局等の相談窓口では、平成 20 年度は全国合計で、約 14 万件の多重債務相談を受けるなど、進捗が見られる。今後も、財務局、都道府県、市区町村の連携強化や事業者向けの相談窓口の整備等を進めることで、引き続き相談窓口の充実を図っていくことが必要である。

＜ 2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供＞

セーフティネット貸付制度については、消費者向けとしては生協による取組み等が、事業者向けとしては再生プロセスにある事業者等に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれる。特に、中小・零細企業向けのセーフティネット貸付制度の拡充を図っていくことが必要である。

＜ 3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化＞

金融経済教育については、高等学校学習指導要領が改訂されるなど、高校生等に対する金融経済教育の強化は進められている。今後は、成人等をターゲットとした金融経済教育にも注力していくことが必要である。

＜ 4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化＞

ヤミ金については、増加の防止や手口の多様化への対応等の取組みを今後も引き続き実施していくことが重要である。

＜ 5. その他＞

- (1) 改正貸金業法の内容の周知・徹底を図る観点から、様々な媒体を活用した広報活動を推進するなど、同法の完全施行に向けた準備が進められることが必要ではないか。
- (2) 多重債務問題は、失業対策及び各種社会保障施策等の社会政策や中小・零細事業対策等とも密接に関連する問題であり、今秋にも設立される消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うことが必要ではないか。
- (3) 関係者においては、多重債務者等を取り巻く定性的・定量的データの更なる収集に努めるとともに、その分析を通じて、多重債務問題の現状を的確に把握し、その解決に向けて一層の推進が図られていくことが必要ではないか。

有識者会議で取りまとめられた本報告は、平成 21 年 7 月 8 日に多重債務者対策本部において了承されました。本報告で提言された点も踏まえ、今後も関係機関による多重債務に関する施策の実施が期待されます。

金融庁としても、引き続き関係機関の連携の下、「多重債務問題改善プログラム」を更に着実に推進していきます。

平成 20 年度における地域密着型金融の取組み状況について

金融庁においては、地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、年 1 回、取組み実績や利用者等の評価について取りまとめを行っています。

本年 7 月 8 日に、平成 20 年度における地域密着型金融の取組み状況について取りまとめ、公表しました。概要は以下のとおりです。

(参考) 対象金融機関数 550 金融機関 (21 年 3 月末現在)
(地域銀行 109 行、信用金庫 279 金庫、信用組合 162 組合)

1. 地域金融機関の取組み実績

各金融機関の取組み実績や成果について、各金融機関の公表や業界団体の取りまとめをもとに主な傾向をまとめれば、以下のとおりです。

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

① 創業・新事業支援に向けた取組み

大学や中小企業基盤整備機構、外部評価機関等との連携、企業育成ファンドへの出資等の取組みがなされています。

創業・新事業支援に係る融資件数については、ほぼ前年度並みの取組みがなされています。また、企業育成ファンドへの出資額については前年度に比べ増加しています。

(単位: 件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
創業・新事業支援融資(※)							
地域金融機関	件数	1,948	2,817	5,449	6,983	14,048	14,067
	金額	179	250	603	742	1,791	1,688
地域銀行	件数	737	846	2,379	3,088	6,532	6,522
	金額	85	102	241	323	823	810
信金・信組	件数	1,211	1,971	3,070	3,895	7,516	7,545
	金額	94	147	361	418	967	877
企業育成ファンドへの出資額							
地域金融機関		94	153	241	196	175	200
地域銀行		79	128	186	147	125	163
信金・信組		14	25	55	49	50	37
企業育成ファンドの活用額(金融機関が出資しているファンドを通じた企業育成支援)							
地域金融機関		—	—	—	—	—	99
地域銀行		—	—	—	—	—	84
信金・信組		—	—	—	—	—	14

(※) 18 年度以前は、「創業等支援融資商品による融資」。19 年度から、専用の融資商品の実績だけでなく、通常の融資による支援実績も含めて計上しているため、過年度の実績とは単純に比較できない。

② 経営改善支援に向けた取組み

経営改善計画の策定支援を目的とした経営相談会の開催、商談会の開催等ビジネスマッチングによる販路拡大支援、経営コンサルタント等外部専門家や地域力連携拠点との連携等の取組みがなされています。

経営改善支援取組み先のランクアップ率については、前年度に比べ大幅に上昇しています。これは、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置が寄与していると考えられます。また、ビジネスマッチング成約件数についても引き続き増加しています。

(単位: %、件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率						
地域金融機関	16.0	18.4	16.5	13.7	11.5	17.4
地域銀行	15.2	18.2	15.9	14.2	11.4	18.0
信金・信組	17.1	18.8	17.1	13.2	11.6	16.9
ビジネスマッチングの成約件数						
地域金融機関	6,228	10,428	15,954	24,000	27,396	29,531
地域銀行	5,741	8,997	13,152	19,542	21,462	23,729
信金・信組	487	1,431	2,802	4,458	5,934	5,802

③ 事業再生に向けた取組み

中小企業再生支援協議会や外部専門家との連携、中小企業基盤整備機構等が出資する地域再生ファンドとの連携、資本的劣後ローンの実施、取引先に対するプリパッケージ型の民事再生支援等の取組みがなされています。

中小企業再生支援協議会の再生計画策定先については、前年度に比べ増加しています。また、金融機関独自の再生計画策定件数については、前年度に比べ大幅に増加しています。一方、整理回収機構の支援決定先については、前年度に比べ減少しています。

DDS（デット・デット・スワップ）やDES（デット・エクイティ・スワップ）の活用については、前年度に比べ増加しています。一方、企業再生ファンドへの出資額については、前年度に比べ減少しています。

（単位：件、億円）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
中小企業再生支援協議会の再生計画策定先							
地域金融機関	件数	201	302	380	391	319	329
	金額	2,305	3,422	3,572	2,803	2,092	2,230
地域銀行	件数	133	210	284	270	204	198
	金額	1,691	2,933	3,101	2,311	1,496	1,498
信金・信組	件数	68	92	96	121	115	131
	金額	613	488	470	492	595	731
金融機関独自の再生計画策定先							
地域金融機関	件数	—	—	—	—	8,495	14,637
	金額	—	—	—	—	34,198	49,441
地域銀行	件数	—	—	—	—	4,297	6,082
	金額	—	—	—	—	25,085	31,586
信金・信組	件数	—	—	—	—	4,198	8,555
	金額	—	—	—	—	9,113	17,854
整理回収機構の支援決定先							
地域金融機関	件数	3	10	22	38	35	20
	金額	608	631	942	1,176	694	554
地域銀行	件数	2	10	20	35	27	19
	金額	606	631	914	1,154	615	541
信金・信組	件数	1	0	2	3	8	1
	金額	2	0	28	21	79	13
DDS							
地域金融機関	件数	7	57	64	51	24	49
	金額	56	281	257	166	96	238
地域銀行	件数	6	38	42	37	17	34
	金額	55	216	164	142	76	197
信金・信組	件数	1	19	22	14	7	15
	金額	1	64	93	23	19	41
DES							
地域金融機関	件数	29	33	24	34	13	21
	金額	175	261	191	256	50	203
地域銀行	件数	27	26	22	29	12	20
	金額	173	242	186	249	49	202
信金・信組	件数	2	7	2	5	1	1
	金額	1	19	5	7	1	1
企業再生ファンドへの出資額							
地域金融機関		109	168	169	162	115	77
地域銀行		106	157	145	143	104	69
信金・信組		2	11	24	18	11	8
企業再生ファンドの活用額（金融機関が出資しているファンドを通じた企業再生支援）							
地域金融機関		—	—	—	—	—	200
地域銀行		—	—	—	—	—	188
信金・信組		—	—	—	—	—	11

④ 事業承継に向けた取組み

専門知識を有する職員の配置、外部専門家と連携した事業承継セミナーの開催、M&A支援等の取組みがなされています。

事業承継に係るM&A支援件数については、前年度に比べ増加しています。

(単位: 件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
事業承継に係るM&A支援件数						
地域金融機関	—	—	—	—	129	158
地域銀行	—	—	—	—	100	126
信金・信組	—	—	—	—	29	32

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

① 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組み

農畜産物や事業用車両、各種在庫など様々な動産を担保とした融資、製法特許等の知的資産を担保とした融資、財務制限条項を活用した融資、法人会や税理士会と連携した事業者に対する無担保融資等の取組みがなされています。

動産・債権譲渡担保融資の件数については、前年度に比べ減少しています。一方、動産担保融資の件数については前年度に比べ大幅に増加しています。また、財務制限条項を活用した融資の件数についても前年度に比べ増加しています。

(単位: 件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
動産・債権譲渡担保融資							
地域金融機関	件数	10,098	19,000	23,585	18,260	13,530	11,006
	金額	1,102	1,737	1,998	2,029	1,856	1,886
地域銀行	件数	6,473	11,169	11,857	7,547	6,747	6,009
	金額	788	1,263	1,307	1,265	1,205	1,312
信金・信組	件数	3,625	7,831	11,728	10,713	6,783	4,997
	金額	313	474	690	763	650	573
うち 動産担保融資							
地域金融機関	件数	—	—	27	153	517	1,387
	金額	—	—	47	131	358	585
地域銀行	件数	—	—	18	118	351	986
	金額	—	—	36	118	303	499
信金・信組	件数	—	—	9	35	166	401
	金額	—	—	11	12	54	86
財務制限条項を活用した商品による融資							
地域金融機関	件数	2,131	3,632	5,486	4,592	4,693	5,724
	金額	339	954	2,031	2,385	4,858	7,177
地域銀行	件数	474	1,153	1,834	1,681	2,525	3,242
	金額	278	833	1,500	1,784	3,930	6,192
信金・信組	件数	1,657	2,479	3,652	2,911	2,168	2,482
	金額	61	121	530	601	928	984

② 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

業種別専門知識習得のための体制整備や外部機関・専門会社への研修派遣等、目利き能力向上のための取組みがなされています。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生への取組み

地域の活性化策策定への支援、地元の観光産業の活性化に向けた提言や地場産業に対する資金面での支援、地元商店街の活性化支援、PFI事業の具体化に向けた支援等の取組みがなされています。

PFIへの取組みについては前年度に比べ増加しています。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
PFIへの取組み							
地域金融機関	件数	22	49	71	116	89	101
	金額	187	409	326	625	562	701
地域銀行	件数	20	37	54	88	59	68
	金額	179	368	258	552	492	587
信金・信組	件数	2	12	17	28	30	33
	金額	8	40	67	72	70	114

② 地域活性化につながる多様なサービスの提供

若い世代やシニア層等への金融知識の普及、介護福祉関連のNPO法人への融資等の取組みがなされています。

NPO等への融資については前年度に比べ増加しています。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
コミュニティビジネスを行うNPO等への融資							
地域金融機関	件数	—	—	—	—	351	510
	金額	—	—	—	—	61	77
地域銀行	件数	—	—	—	—	104	171
	金額	—	—	—	—	20	17
信金・信組	件数	—	—	—	—	247	339
	金額	—	—	—	—	41	59

2. 地域金融機関の取組みについての利用者等の評価

利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み全体については、積極的評価が前年度に引き続き5割程度となっていますが、施策ごとの評価をみると、消極的評価の割合が大きいものが多くなっています。

アンケート調査結果の概要 (21年2月～3月実施)

(単位:%)

	積極的評価	消極的評価
地域密着型金融の取組み全体	50.3	31.2
創業・新事業支援	33.3	41.4
経営改善支援	41.2	38.7
事業再生支援	22.1	44.2
事業承継支援	25.7	38.4
担保・保証に過度に依存しない融資等	33.8	47.9
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮	23.3	51.4
人材育成	29.9	36.2
地域全体の活性化、面的再生	31.8	37.6
地域活性化につながる多様なサービスの提供	32.4	44.3

3. 今後の課題

金融庁としては、平成15年度以降、地域密着型金融を推進してきています。平成20年度における地域金融機関の取組み状況をみると、経営改善支援、中小企業再生支援協議会の活用や金融機関独自の再生計画策定による事業再生支援、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みなど様々な取組みが行われており、これまで総じて実績が上がってきています。

また、金融機関からは、こうした取組みが自らの財務の健全性や収益性の向上につながってきているとの声が多く聞かれました。

他方、利用者等の評価をみると、地域密着型金融の取組み全体については積極的評価が引き続き5割程度となっていますが、個別の施策については取組みがなお不十分と評価されているものが多いとなっています。

以上を踏まえると、各地域金融機関において、地域の利用者のニーズを捉え、創意工夫を凝らした取組みが積極的に行われるよう、今後とも、地域密着型金融の一層の推進を図っていく必要があります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[平成 20 年度における地域密着型金融の取組み状況について](#)（平成 21 年 7 月 8 日）」にアクセスしてください。

商工会議所に対するアンケート調査結果の概要について

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 21 年 5 月に、全国の財務局等を通じて、商工会議所を対象に聴き取り調査を実施しました。その調査結果の概要は以下の通りとなりました。

○ 各都道府県の商工会議所 47 先に対し、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施しました。

① 中小企業の業況感は、現状 D. I. が前回調査の▲97 から▲93 となったものの、依然として厳しい状況が続いています。

要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、その割合は前回調査よりも上昇しました。次いで、「販売価格の下落」が続いています。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合)					
	現状	先行き	① 原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	② 販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	③ 需要の低迷に よる売上げの 低迷	④ 競争過多によ る販売価格の 下落	⑤ 株式・為替市 場はじめグロ ーバルな市場 変動の影響	⑥ 建築基準法 改正の影響
製造業	▲91 (▲98)	▲94 (▲98)	9.2 (13.3)	11.8 (14.3)	54.9 (44.8)	10.5 (7.9)	13.7 (19.7)	0.0 (0.0)
小売業	▲94 (▲100)	▲94 (▲94)	4.9 (8.3)	7.4 (11.7)	52.8 (48.9)	30.1 (25.0)	4.9 (6.1)	0.0 (0.0)
卸売業	▲96 (▲96)	▲96 (▲98)	5.2 (8.9)	12.3 (14.8)	56.8 (52.7)	20.0 (16.6)	5.8 (7.1)	0.0 (0.0)
建設業	▲96 (▲100)	▲94 (▲100)	9.6 (11.8)	10.2 (8.3)	49.7 (44.1)	18.6 (18.1)	4.0 (5.4)	7.9 (12.3)
サービス業	▲89 (▲91)	▲89 (▲94)	5.6 (11.8)	8.5 (6.3)	57.7 (57.6)	23.9 (16.0)	4.2 (6.9)	0.0 (1.4)
不動産業	▲91 (▲93)	▲89 (▲98)	1.6 (2.2)	5.6 (5.1)	64.3 (63.8)	15.1 (11.6)	8.7 (10.9)	4.8 (6.5)
運輸業	▲98 (▲100)	▲96 (▲100)	9.9 (14.9)	16.0 (13.7)	53.1 (51.2)	16.0 (14.3)	4.9 (4.8)	0.0 (1.2)
平均	▲93 (▲97)	▲93 (▲97)	6.8 (10.4)	10.4 (10.9)	55.2 (51.0)	19.3 (15.7)	6.5 (8.9)	1.9 (3.2)

(注 1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注 2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注 3) 表中の括弧書は 21 年 2 月時点の調査結果

② 中小企業の資金繰りについても、現状 D. I. が前回調査の▲88 から▲79 となったものの、依然として厳しい状況が続いています。

要因としては、「営業要因」が最も大きく、その割合は前回調査よりも上昇しました。次いで、「金融機関の融資態度・融資条件」が続いています。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合)					
	現状	先行き	① 販売不振・在庫 の長期化等、 営業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済 条件等、 金融機関の融 資条件	④ 改正資金業法 施行の影響等 ノンバンクの融 資態度	⑤ 信用保証協会 や政策金融機 関等による、 セーフティネッ ト貸付・保証 の動向	⑥ J-REIT 等証 券市場の冷 え込みや投 資ファンド等 の動き
製造業	▲79 (▲87)	▲79 (▲96)	73.2 (76.4)	10.3 (8.2)	7.2 (5.5)	0.0 (0.0)	9.3 (8.2)	0.0 (1.8)
小売業	▲74 (▲89)	▲79 (▲94)	79.8 (78.3)	10.1 (8.5)	3.4 (6.6)	0.0 (0.9)	6.7 (5.7)	0.0 (0.0)
卸売業	▲72 (▲85)	▲77 (▲96)	84.3 (80.4)	6.0 (4.9)	3.6 (5.9)	0.0 (1.0)	6.0 (7.8)	0.0 (0.0)
建設業	▲85 (▲96)	▲85 (▲98)	57.9 (57.6)	19.5 (17.9)	13.5 (13.2)	0.0 (2.6)	9.0 (8.6)	0.0 (0.0)
サービス業	▲83 (▲81)	▲79 (▲87)	82.4 (81.3)	7.7 (7.7)	3.3 (4.4)	0.0 (0.0)	6.6 (6.6)	0.0 (0.0)
不動産業	▲80 (▲87)	▲83 (▲91)	56.3 (53.1)	18.8 (20.7)	13.3 (12.4)	0.0 (1.4)	8.6 (9.0)	3.1 (3.4)
運輸業	▲81 (▲89)	▲81 (▲89)	81.8 (71.8)	4.5 (7.3)	6.8 (8.2)	0.0 (0.9)	6.8 (11.8)	0.0 (0.0)
平均	▲79 (▲88)	▲80 (▲93)	71.7 (69.4)	12.0 (11.7)	8.0 (8.6)	0.0 (1.1)	7.8 (8.3)	0.6 (0.9)

(注 1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注 2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注 3) 表中の括弧書は 21 年 2 月時点の調査結果

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[商工会議所に対するアンケート調査結果の概要](#)（平成 21 年 6 月 17 日）」にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第二部会

協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ「中間論点整理 報告書」の公表について

「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」については、協同組織金融機関を取り巻く環境の変化等を踏まえ、昨年3月に立ち上げられ、以降、聖域なく抜本的に制度のあり方を考察することが重要との認識の下、基本的な制度論と実際に対応が求められている諸課題への取組みとの双方について、16回にわたり精力的に議論を重ね、平成21年6月29日に「中間論点整理報告書」を公表しました。

内容については、まず、協同組織金融機関の本来的な役割について、相互扶助という理念の下で、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくことと捉え、その役割を阻害する要因の特定及びその一層の発揮を促すための方策や制度・環境整備のあり方等を検討の視座として定めています。

その上で、個別の論点について、以下のように提言されています。

第一に、「地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割」について、預貸率の低下など、従来の融資を通じた金融仲介機能の伸び悩みが見られる中、協同組織性の強みであるきめの細かい金融サービスを提供する観点から、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、コンサルティング機能などの役割を積極的に果たしていくことが望まれるとしています。

第二に、「業態別のあり方」について、協同組織性の本来的な強みを発揮するためには、業務の「選択と集中」が必要であり、信用金庫と地域信用組合の区分が必ずしも明確でなくなっている現状において、その意義・必要性等について、根本に遡った多面的な検討を行っていくことが考えられるとしています。また、併せて、小規模の事業者、消費者の生活支援に特化した新たな形態の創設について、検討を行っていくことが望ましいとしています。

第三に、「ガバナンス（組織・決算等）のあり方」について、

- ① 総代会の機能の向上、職員外理事の登用等に係る自主的な取組みが行われていくこと、
- ② 複数の監事による監査を行う監事会制度を創設するための検討を行っていくこと、
- ③ 半期決算・半期開示、半期監査の制度化等について、適用範囲には留意しつつ、検討を行っていくことが必要であるものの、まずは各協同組織金融機関の判断で自主的な取組みが一段と進展していくことが望まれるとしています。

第四に、「業務等のあり方」について、協同組織性、それに基づくコモンボンド（共通の絆）の考え方に鑑みると、地区のあり方については現在の枠組みを維持することが望ましく、また、余資運用については、

- ① 運用方針、運用手法、リスク管理体制の整備状況等の開示による自己規律の確保、
- ② 連合会による個別協同組織金融機関の運用状況のモニタリング、
- ③ 連合会と個別協同組織金融機関によるファンド等の共同運用など運用手段の多様化、
- ④ 中央組織と個別協同組織金融機関による余剰資金運用の担当者及びリスク管理者の人材育成などの自主的な取組みが行われていくことが望まれるとしています。

最後に、「連合会（中央機関）のあり方」については、

- ① 連合会が、個別の協同組織金融機関を補完する観点から、例えば中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用等の面でサポートを行っていくことが望まれる、
- ② 連合会としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望ましい、
- ③ 時限的な措置である改正金融機能強化法の枠組みの重要性を認識するとともに、持続可能で安定的な相互支援制度としてどのようなあるべき姿が考えられるか検討を行っていくことが望ましいとしています。

本「中間論点整理報告書」では、現行の枠組みの中でも実施可能な事項が相当あり、関係者の自主的な判断の下、早期に取り組むことが望まれる事項も盛り込まれています。今後、信用金庫・信用組合の各業界において、本報告書の考え方を踏まえ、それぞれの経営判断のもと、適切に自主的な取組みが行われることを期待したいとしています。

協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理の概要

- 協同組織金融機関を取り巻く状況の変化（地域経済の疲弊、協同組織金融機関数の減少、預貸率の低下等）
- 規制改革推進のための3ヵ年計画（H19.6.22閣議決定）「業務及び組織の在り方につき、総合的な視点から見直しを検討」
⇒ H20.3 金融審議会第二部会に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」を設置

視座

- 協同組織金融機関の本来の役割は、相互扶助という理念の下、中小企業及び個人への金融仲介機能を専ら果たしていくこと
- 一方、協同組織金融機関をめぐる状況の変化等を受け、協同組織金融機関が担うべき役割を十全に果たしていないのではないか、との問題意識が存在
- 協同組織金融機関が担うことが期待される役割について、その発揮の阻害要因の特定及び一層の発揮のための方策や制度・環境整備のあり方を検討することが必要

個別の論点

1. 地域金融・中小企業金融において協同組織金融機関が果たす役割

- 預貸率の低下など、従来の融資を通じた金融仲介機能の伸び悩みが見られる中、協同組織性の強みであるきめの細かい金融サービスを提供する観点から、中小企業再生支援機能、生活基盤支援機能、コンサルティング機能などの役割を積極的に果たしていくことが望まれる。

2. 業態別のあり方

- 協同組織性の本来の強みを発揮するためには業務の「選択と集中」が必要。信用金庫と地域信用組合の区分が必ずしも明確でなくなっている現状において、その意義・必要性等について、根本に遡った多面的な検討を行っていくことが考えられる。
- 小規模の事業者、消費者の生活支援に特化した新たな形態の創設について、検討を行っていくことが望ましい。

3. ガバナンスのあり方

- 総代会の機能の向上、職員外理事の登用等に係る自主的な取組みが行われていくことが望まれる。
- 複数の監事による監査を行う監事会制度を創設するための検討を行っていくことが望ましい。
- 半期決算・半期開示、半期監査の制度化等について、適用範囲には留意しつつ、検討を行っていく必要があるが、まずは各協同組織金融機関の判断で自主的な取組みが一段と進展していくことが望まれる。

4. 業務等のあり方

- 協同組織性、それに基づくコモンボンド（共通の絆）の考え方に鑑みると、地区のあり方については現在の枠組みを維持することが望ましい。
- 余資運用について、
①運用方針、運用手法、リスク管理体制の整備状況等の開示による自己規律の確保、
②中央機関による個別協同組織金融機関の運用状況のモニタリング、
③中央機関と個別協同組織金融機関によるファンド等の共同運用など運用手段の多様化、
などの自主的な取組みが行われていくことが望まれる。

5. 連合会（中央機関）のあり方

- 中央機関が、個別の協同組織金融機関を補完する観点から、例えば中小企業融資、不良債権処理、再生支援、余資運用等の面でサポートを行っていくことが望まれる。
- 中央機関としての機能を十分に発揮するためには、その目的、役割、権限等について法的に明確化していく方向で検討が行われていくことが望ましい。
- 時限的な措置である改正金融機能強化法の枠組みの重要性を認識するとともに、持続可能で安定的な相互支援制度としてどのようなあるべき姿が考えられるか検討を行っていくことが望ましい。

今後の展望

- これらの論点について、制度化を検討すべきものもあるが、まずは、各業界で自主的な取組みが行われる必要
- ①今後の金融を巡る情勢
②各業界の自主的な取り組みの実施状況 } 等を踏まえつつ、更に具体的な議論・検討を深め、環境整備と制度設計を図る

「金融商品取引法における課徴金事例集」の公表について

証券取引等監視委員会は、平成 21 年 6 月 30 日に「金融商品取引法における課徴金事例集」（以下、「課徴金事例集」という。）を公表しました。

課徴金事例集は、平成 19 年 12 月 21 日に金融庁が公表した「金融・資本市場競争力強化プラン」において、「市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、平成 20 年 6 月末までに、証券取引等監視委員会において、課徴金事案に係る事例集を取りまとめ、その後も毎年更新すること」とされており、平成 20 年 6 月に初めてとりまとめ、公表しました。

今般、公表した課徴金事例集は、昨年公表した課徴金事例集を更新したもので、平成 20 年 6 月から平成 21 年 5 月までに課徴金納付命令が決定され、決定取消しの訴えの期間が経過した 21 事例・22 件を追加し、合計で 57 事例・74 件（内部者取引に係るもの 33 事例・50 件、相場操縦に係るもの 1 事例・件、開示書類の虚偽記載に係るもの 23 事例・件）を掲載しています。また、課徴金事例集の構成や内容等について寄せられた意見等を踏まえ、内部者取引に係る事案については重要事実等の伝達状況について、開示書類の虚偽記載に係る事案については虚偽記載の態様について、それぞれ事案の特性に沿って可能な範囲で記載する等して、内容を充実させました。

証券取引等監視委員会としては、課徴金事例集を活用していただくことにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的な規律の促進が図られ、もって違反行為の抑止に資するものと期待しております。

※ 課徴金事例集については、証券取引等監視委員会ホームページの「[課徴金事例集](#)」にアクセスしてください。

「金融検査指摘事例集」の公表について

金融庁は、平成 21 年 7 月 3 日に、「金融検査指摘事例集（平成 20 検査事務年度）」及び「意見申出事例集（平成 20 検査事務年度までの申出事例）」を公表しました。

1. 金融検査指摘事例集

金融検査指摘事例集は、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるとともに、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点などから 17 年から作成・公表しており、今年で 5 回目の公表となります。

本事例集は、20 検査事務年度（平成 20 年 7 月～21 年 6 月）に検査が終了（検査結果通知）した事例を基に作成しています。

今回の指摘事例集においては、前回に引き続き、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）を推進し、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた動機付けの観点から、「A 評価」事例を紹介しているほか、B 評価について、レベル感を比較できるよう「A に近い B」・「平均的な B」・「C に近い B」と 3 類型に分けて紹介しています。

また、「平成 20 検査事務年度検査基本方針」において検査重点事項としている「円滑な中小企業・地域金融に向けた対応」について、独立カテゴリーとして事例を紹介しています。

さらに、「金融検査におけるベター・レギュレーションに向けた取組み（アクションプランⅡ）」に掲げる「金融機関等との対話の充実・情報発信の強化」を継続するため、紹介事例数の充実を図っています。（注）

（注）紹介事例数は、評価事例は 69 事例、指摘事例は 364 事例と前回に比べ増加しています（前回は、評価事例 65 事例、指摘事例 341 事例）。

2. 意見申出事例集

意見申出事例集は、意見申出制度導入（12 年 1 月）以降の意見申出事案の中から、金融機関の業務運営上の参考となるものを選定し、その概要を紹介するため 17 年から作成・公表しており、毎事務年度、事例を追加して改訂を行っています。今回の意見申出事例集においては、最近の検査における意見申出事案から 3 事例について紹介事例を追加し、全 27 事例を紹介しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[「金融検査指摘事例集」等の公表について](#)』（平成 21 年 7 月 3 日）にアクセスしてください。

また、過去の事例集については、平成 16 検査事務年度版（[平成 17 年 7 月 27 日](#)）、平成 17 検査事務年度版（[平成 18 年 7 月 5 日](#)）、平成 18 検査事務年度版（[平成 19 年 7 月 5 日](#)）、平成 19 検査事務年度版（[平成 20 年 7 月 4 日](#)）の報道発表資料をご覧ください。

「株式等の公開買付けに関するQ&A」の公表について

1. 経緯

近年、TOB、M&A件数が急増しており(注)、株券等の買付け等にあたり、公開買付規制との関係を検討する局面も急増しているところだと思います。

こうした中で、当局による解釈が明確でない点につき、公開買付け等の実施に支障が生じ、又は過剰な事務負担・コストが生じるなど、結果的に投資者の利益に必ずしもならない事態が生じていることが、当局への照会等を通じて明らかになってきています。

(注) 近時のTOB件数

H4年	H10年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
3件	14件	34件	39件	50件	68件	102件	78件

また、公開買付届出書等の虚偽記載・不提出が課徴金の対象になったことを受けて、当局による解釈の明確化の必要性が従来以上に高まっています。

今回のQ&Aは、このような状況を踏まえ、当局として、法令解釈等の明確化を図るためのものであり、これは利用者利便の向上のため、行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る「ベター・レギュレーション」の一環として位置づけられるものです。

2. Q&Aの内容

当局への照会等において質問・要望が多いものであって、法令の解釈が不明確であることにより実務に支障を生じさせている可能性があると考えられるものの中から、以下の6項目について解釈を明確化しました。(詳細は http://www.fsa.go.jp/policy/m_con/20090703.html をご覧下さい。)

- ① 有価証券報告書の提出を免除された会社に対する公開買付けは必要ですか。
⇒ 有価証券報告書の提出を免除された会社は、公開買付規制の対象となる「有価証券報告書を提出しなければならない発行者」に該当しないため、必要ありません。
- ② 対象会社・公開買付者が四半期報告書等を提出した場合、公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要ですか。
⇒ 公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には提出しなければなりません。四半期報告書等を提出したから必ず訂正届出書を提出しなければならないというわけではありません。
- ③ 曾孫会社・玄孫会社は特別関係者に該当しますか。
⇒ 条文の文言上、曾孫会社は該当しますが、玄孫会社は該当しません。
- ④ 株主総会の基準日後に株式を売却し、売却した株式について株主総会の議決権行使の委任をする場合、売主は特別関係者に該当しますか。
⇒ 通常、当該委任の事実のみをもって、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当するものではないと考えられます。
- ⑤ いわゆる「急速な買付け等」の規制の要件である、5%、10%にカウントすべき取引は何ですか。
⇒ 5%については、市場外(公開買付けを除く。)又は立会外、10%については、株券等の買付け等又は新規発行取得がカウントされます。
- ⑥ スクイズ・アウトの過程において生じた株式の端数処理のための売却の際、買主は公開買付けを行う必要がありますか。
⇒ 通常、公開買付けを行う必要はありません。

保険の基本問題に関するワーキング・グループ「中間論点整理」の 公表について

○「中間論点整理」の公表

平成 21 年 6 月 19 日、金融審議会金融分科会第二部会「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」（座長 山下友信 東京大学大学院法学政治学研究科教授）において、「中間論点整理」がとりまとめられました。

今回の中間論点整理は、保険の募集・支払、保険料積立金等の支払について、これまでの本ワーキング・グループにおける議論を整理するとともに、今後の議論につなげていくために、検討の視点や個別論点を整理したものです。

○「中間論点整理」の内容

我が国では、特に 1990 年代より、社会経済の変化を踏まえ、保険に対するニーズの多様化とそれへの対応の重要性が広く認識され、制度面でも実際面でも、新たな保険商品の開発が進み、その多様化が進められてきているところです。

その結果、確かに多様なニーズに応えうる、多様な保険商品が提供されるようになってきた半面、内容や構造が複雑で、理解が容易でない商品も多くなり、このことが様々な問題につながっています。例えば、商品間の比較が難しい、中立的な情報源等をどこに求めたらよいのか容易には分からない、複雑な商品体系に対応した適切な支払管理態勢等が構築されていなかった等の問題が指摘されています。

今後、こういった状況を踏まえ、本ワーキング・グループで制度のあり方に係る論点を議論していくことになりますが、募集時の規制のみならず、商品に対する規制のあり方、募集主体の問題、支払い管理面での規律等にわたり、規制のあり方全体の望ましい姿について、基本的考え方を整理していくことが必要であり、その中で個別問題も検討していくこととしています。

具体的な議論の進め方としては、募集・支払等の問題について、制度のあり方に係るテーマ、例えば、「情報提供の義務」や「適合性の原則」などと、それ以外の運用に係るもの、例えば、「募集文書」や「広告規制」などに大別し、制度のあり方に係るテーマについては、今後本ワーキング・グループで議論するとともに、運用に係る問題については、業界も含めた実務レベルでの検証を実施していくことになります。

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

金融庁では、預貯金者保護法（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律）の実施状況等を把握するため、偽造・盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪について、21 年 3 月末までの被害の発生状況及び金融機関による被害者への補償状況を取りまとめ、6 月 30 日（火）に公表を行いました。

<被害の発生状況及び補償状況の概要>

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、18 年度 638 件、19 年度は 703 件、20 年度は 398 件と 20 年度は対前年度比で減少しました。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで 98.3%を金融機関が補償しています。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、18 年度 6,890 件、19 年度は 5,253 件、20 年度は 4,744 件と 20 年度は対前年度比で減少しました。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで 51.9%を金融機関が補償しています。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、18 年度 258 件、19 年度は 282 件、20 年度は 228 件と 20 年度は対前年度比で減少しました。補償については、（処理方針決定済みの被害のうち、）件数ベースで 55.2%を金融機関が補償しています。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、18 年度 102 件、19 年度は 233 件、20 年度

は 127 件と 20 年度は対前年度比で減少しました。補償については、(処理方針決定済みの被害のうち、) 件数ベースで 63.8%を金融機関が補償しています。

(注) 20 年度の被害発生件数等は、21 年 4 月 15 日までに各金融機関から報告された被害を取りまとめたものであること等から、今後増加する可能性があります。

また、預金取扱金融機関の A T M等における本人認証方法等の状況 (21 年 3 月末) について、アンケート調査を実施・集計し、その概要の公表を行いました。

< A T M等における本人認証方法等の状況 >

- ① I Cキャッシュカードについては、20 年 3 月末時点で 1,171 金融機関 (全体の 72.7%) が導入していたのに対し、21 年 3 月末時点では 1,130 金融機関 (全体の 73.2%) が導入しています。
- ② 生体認証機能付 I Cキャッシュカードについては、20 年 3 月末時点で 269 金融機関 (全体の 16.7%) が導入していたのに対し、21 年 3 月末時点では 289 金融機関 (全体の 18.7%) が導入しています。

金融庁としては、引き続き、犯罪手口の多様化等を踏まえた情報セキュリティ対策の向上及び適切な顧客対応が図られるよう、金融機関の取組みを注視してまいります。

また、依然として、偽造・盗難キャッシュカード犯罪等が多数発生していることから、預貯金者の皆様におかれましては、自ら防犯対策に努めて頂きますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」\(平成 21 年 6 月 30 日\)](#) 及び [「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況\(平成 21 年 3 月末\)について」\(平成 21 年 6 月 30 日\)](#) にアクセスしてください。

また、本号内の【お知らせ】コーナーにこれら被害に遭わないための注意喚起文を掲載しておりますので、あわせてご覧下さい。

「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂・公表について

公認会計士・監査審査会 (以下「審査会」という。) は、平成 16 年 4 月の発足以降実施した監査事務所に対する検査について、これまでも、結果の概要を公表してきました。

こうした中で、昨年 2 月にとりまとめ、公表しました「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改定等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 21 年 6 月 30 日に改訂・公表しました。

本事例集は、監査事務所の規模や指摘の頻度にかかわらず、審査会として、一般的に生じがちな問題点に関し、監査事務所における品質管理の向上を図る上で、参照してもらうことが有益であると考えている事項を掲載しています。

1. 事例集の対象とした検査

本事例集においては、平成 20 年度までに実施した検査を掲載の対象としております。

2. 事例集に掲載した指摘事例

事例集に掲載した指摘事例の中から、一部を次に紹介します。

なお、指摘の根拠となる基準等の規定が複数ある場合については、主な規定を記載しています。

< 業務管理体制 >

- ・ 諸規程の策定・改廃、社員会の運営及び議事録の作成など、ほぼすべての業務管理を代表者が一人で行っており、社員間で業務分担などが行われていない。また、内部規程と業務実態との整合を図ることや監査基準等の改訂に伴う監査マニュアルの見直し等が行われていない。【平

成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 13・16 項)

<職業倫理及び独立性>

- ・ 監査実施者に対し、個々の監査業務ごとに独立性の確認を実施すれば、年次の独立性の確認は不要と考え、実施していない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 25 項)

<監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任>

- ・ 公認会計士の資格を有していない監査実施者に対し、IT 関係の研修用 CD-ROM を視聴させること以外の教育・研修を行っていない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 41 項)

<監査契約の新規の締結及び更新>

- ・ 大会社等の一部や学校法人のほとんどについて、監査法人としての管理を行っていないことから、監査契約書の作成、契約リスクの評価及び所要の議決などの承認手続を行わずに監査業務を実施している。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 29 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 14 項)

<監査業務の実施>

- ・ 協会東京会が公表した「リスク・アプローチによる監査の手引(監査基準に準拠した監査の手引)」にある様式例を利用してリスク・アプローチに基づく監査計画の立案を行っているが、リスク・アプローチを正確に理解せずに形式的に当該様式例を利用しているため、以下のような不備事例がみられる。

- ア) 同じ監査業務に対する監査計画の中で論理矛盾が生じている。
- イ) 各表間に整合性がない。
- ウ) 監査調書の一部を作成していない。

- ・ 被監査会社は、子会社数社の株式取得及び当該子会社同士の合併により発生した多額の「のれん」(連結総資産に占める割合は 50%以上)を連結財務諸表上、無形固定資産に含めて計上している。監査チームは、「のれん」に減損の兆候はないとしているが、被監査会社から入手した当該子会社の経営計画等について、検討の過程及び結論を監査調書に記載しておらず、監査手続を実施したことが確かめられない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 13 号第 7・9・22 項)

- (ア) 売掛金の確認先抽出時に使用している残高明細表の合計額と帳簿上の売掛金金額が一致しているかどうかを確かめておらず、結果として両者の間に重要性のある差額が生じていることを看過している。【平成 19 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 31 号第 11 項)

<監査調書>

- (ア) 主査が査閲したとする監査調書について、第三者が見ても明らかに不備がある監査調書においても押印がされており、査閲日の記載もない。【平成 20 年度検査】

(監査基準委員会報告書第 32 号第 21 項、同報告書第 36 号第 21 項)

<監査業務に係る審査>

- ・ 社員間で互いの監査手続を検証することに抵抗があり、他の社員の行った監査業務に干渉しないことなどから、重要な論点に関する質問等の審査が行われていない。【平成 19 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 66 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 38 項)

<品質管理のシステムの監視>

- (ア) 定期的な検証に際して、「監査業務の定期的検証チェックリスト」を利用しているが、当該チェックリストの公表後に公表・施行された監査基準や会計基準等に対応した見直しを行わずに、定期的な検証が行われている。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 90・93 項)

<共同監査>

- ・ 共同監査人に対して、品質管理のシステムが監査業務の質を合理的に確保するものであるかど

うかを確認していない。【平成 20 年度検査】

(品質管理基準委員会報告書第 1 号第 113 項、監査基準委員会報告書第 32 号第 44 項)

3. おわりに

審査会としましては、個人事務所を含めた各監査事務所において、本事例集も参考にして、今後とも、監査事務所の品質管理の維持・向上のための一層の努力が行われることを期待しています。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「新着情報一覧」から『[「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂・公表について](#)』（平成 21 年 6 月 30 日）にアクセスしてください。

【法令解説等】

貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正について

金融庁では、「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）について、平成 21 年 5 月 8 日から 6 月 8 日にかけて広く意見募集を行い、6 月 17 日にパブリックコメント結果を公表し、監督指針の一部改正を行いました。改正された監督指針は、翌 18 日から適用を行っています。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 指定信用情報機関制度の導入に伴い、以下の監督上の着眼点を追加しました。

(1) 過剰貸付けの禁止

- ・ 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用して、返済能力調査をするよう努めているか。
- ・ 借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。

(2) 個人信用情報の提供

- ・ 指定信用情報機関に加入した際は、加入日前までの個人信用情報を確実に指定信用情報機関に提供する態勢が整備されているか。
- ・ 完全施行日において、総量規制の除外貸付及び例外貸付に係る情報を全て提供するための所要の態勢整備を進めているか。

2. 貸金業務取扱主任者資格試験制度の導入に伴い、以下の監督上の着眼点を追加しました。

- ・ 完全施行時には、貸金業務取扱主任者資格試験に合格し登録を受けた主任者を必要な数だけ設置しなければならない、そのための必要な態勢整備に努めているか。

3. その他、以下の監督上の着眼点等を追加しました。

(1) 苦情対応態勢

- ・ 利息制限法に定める制限利率を超える利息・賠償額の支払が約定された債権について、債務者等又は債務者等であった者から、当該制限利率に基づく引き直し計算による債権の減額又は制限利率を超える利息・賠償額の返還を求められた場合に、当該相手方の法律的知識に十分配慮した上で、可能な限り誠実な対応に努める態勢が整備されているか。

(2) 契約に係る説明態勢

- ・ 貸付けの契約に係る説明態勢について、「取引関係の見直し時」等における説明態勢に係る監督上の着眼点を追加。

(3) 債権譲渡等

- ・ 貸金業者が、貸付債権について委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法等の規定に抵触しないか確認を行っているか。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[「貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)』（平成 21 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）」について

平成 18 年 12 月 20 日に「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「改正貸金業法」という。）」が公布され、平成 21 年 6 月 18 日に改正貸金業法の第 3 段階施行が実施されました。

改正貸金業法の第 3 段階施行では、個人向け貸付を行う全ての貸金業者に対して、国が指定する信用情報機関への照会を努めさせる、指定信用情報機関制度の創設が規定されており、指定信用情報機関には、一種の社会的インフラとしての役割を果たすことが期待されております。

改正貸金業法の第 3 段階施行の規定内容を踏まえ、指定信用情報機関の指定・監督に当たっての評価項目、事務処理上の留意点、指定信用情報機関の間で提供する情報の内容について体系的に整理して、より多面的な評価に基づく指定・監督を行うことを目的に、本事務ガイドラインを策定いたしました。

本事務ガイドラインは平成 21 年 5 月 8 日から 6 月 8 日にかけて広く意見の募集を行い、6 月 17 日にパブリックコメント結果を公表し、翌 18 日から適用しています。

概要は以下のとおりです。

1. 指定・監督に当たっての評価項目

- 経営管理等
 - ・ 経営管理
 - ・ 人的構成
- 業務の適切性
 - ・ 反社会的勢力による被害の防止
 - ・ 役員の兼職制限
 - ・ 兼業の制限
 - ・ 信用情報提供等業務の委託
 - ・ 差別的取扱いの禁止
 - ・ システムリスク管理
- 業務規程関係
 - ・ 信用情報の収集・提供及び他の指定信用情報機関との連携
 - ・ 信用情報の安全管理
 - ・ 信用情報の正確性
 - ・ 加入貸金業者の監督
 - ・ 統計の作成・公表

2. 監督に係る事務処理上の留意点

- 報告書等の提出
- 行政処分を行う際の留意点

（参考）指定信用情報機関の間で提供する情報の内容

- 個人信用情報
 - ・ 本人特定要件
 - ・ 契約内容等
- 特定情報

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（案）」に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成 21 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：国際会計基準の見直しが進められているようですが、一部の国内の金融機関からの当惑の声も上がっているようですが、政府当局としてはどのように今後対応されていきますか。

A. これは、B I Sを中心に会計基準並びに特に自己資本比率を上げろというご要請が、考え方が一部あって、これは、まだ国際的にはコンセンサスに達していない問題ですけれども、将来、そういうことがあり得るとしても、当面、自己資本比率規制をきつくするということは、やはり信用収縮につながる可能性がありますので、世界中の金融当局はそういうことも考えながら物事を進めなきゃいけないと思いますし、金融庁としても、現実離れた会計基準や自己資本比率というものは、やっぱり相当慎重に考えなければならないと、そういう立場でございます。

【平成21年7月17日（金）閣議後記者会見】

Q：規制や活性化など今後のF X取引のあり方について何かお考えがあればお聞かせください。

A. F Xというのは為替差益・差損、為替の上下でいわば相場はあるんですが、500 倍なんていう証拠金ではちょっと投機が過ぎるというので倍率を下げていくわけですが、その時にやっぱりちゃんと金融庁や何かの監督が行き届く体制をきちんとしておかないと、プロの投資家は別にしてアマチュアの投資家が被害を被るケースが出てくるというのは好ましいことじゃない、そう思っています。

【平成21年7月21日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

キャッシュカードの管理等に関する注意喚起について

不正に取得したり、偽造したキャッシュカードを用いて、現金自動預入支払機（ＡＴＭ）から預貯金が引き出される被害が発生しています。

偽造・盗難キャッシュカードの被害に遭わないための注意点

1. 暗証番号管理について

- 他人に暗証番号を教えないこと。（警察官や銀行員を装って、電話で暗証番号を聞き出す例がありますので、注意して下さい。警察官や銀行員が暗証番号を聞くことは絶対にありません。）
- ゴルフ場やサウナ等のロッカーの番号にキャッシュカードの暗証番号を使用しないこと。（実際にゴルフ場の貴重品ボックスからキャッシュカードを盗み取られ、カードの磁気データをコピーされ、預貯金が引き出された事件が発生しています。）
- 暗証番号をキャッシュカードに記載しないこと。また、可能な限り暗証番号のメモ（暗証番号を推測させる書類等）をキャッシュカードと一緒に保管又は携帯しないこと。
- 生年月日、自宅・勤務先の電話番号、住所又は車のナンバーなど他人に推察されやすい番号を暗証番号に使用しないこと。
- ＡＴＭの操作中、覗き見されないように、周囲に不審者がいないかを確認すること。また、手で番号入力する部分を隠して入力するなど、背後から盗み見られないように注意すること。

2. キャッシュカード管理について

- キャッシュカードは携帯し、紛失していないかこまめに確認すること。特に、机の中やタンスの中などに放置しないこと。
- 他人にキャッシュカードを安易に渡さないこと。
- 盗難される危険性が高いと一般的に考えられる状況下にキャッシュカードを置かないこと。（酒に酔って寝込んでいる間にキャッシュカードを盗まれたり、飲食店などで上着をハンガーにかけている間にキャッシュカードが盗まれた例もあります。これらの他にもひったくり、車上ねらい、住宅への侵入盗によりキャッシュカードが盗まれた例も少なくありません。）

（参考：住まいの防犯対策）

http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top_main.html

その他、防犯対策については、各都道府県警察のホームページ等で確認して下さい。

- 不必要に多くのキャッシュカードを保有しないこと。
- 長期間利用していない古いキャッシュカードは、安全性に問題がある場合があるので、取扱い金融機関に相談すること。

3. 口座管理について

- こまめに残高照会や記帳すること。（長期間、記帳しないと被害の発見が遅れることになります。）
- 不必要に多額の現金を普通口座に置かないこと。
- 総合口座には、キャッシュカードで定期預金残高の一定割合まで借りることができる機能が付いている場合があるので、不要なら、その旨を金融機関に申し出ること。

4. 金融機関のサービスについて

ＩＣキャッシュカード、引き出しの通知、パソコン・携帯電話からのＡＴＭ出金取引の停止、利用限度額の変更、保険付キャッシュカード等のようなサービスを行っている金融機関もありますので、上手く活用して下さい。

もし、キャッシュカードがないことに気づいたら・・・

- すぐに、取引している金融機関に届け出て下さい。空き巣や車上ねらいの被害に遭った場合で、キャッシュカードが盗まれていなくても、磁気データがコピーされている可能性があるので、念のため金融機関に届け出て下さい。
- キャッシュカードを盗まれたことに気がついた場合は、取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出て下さい。

○ インターネットバンキングにおける不正振込み等について

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれるプログラムによって個人情報等が盗み取られ、不正な振込がなされるという事例が発生しています。また、最近では、ファイル共有ソフトの利用により、IDやパスワードが予期せず第三者に知られてしまう事件も発生しております。こうした犯罪については、インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な対策を講じて頂くようお願いいたします。

被害に遭わないための注意点

1. ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム（OS）を必ず最新のものにする

- 新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとOSをアップデートし常に最新の状態にするとともに、ウイルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

2. メールはひとまず疑ってみる

- 企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。心当たりのないものは不用意に開かない（プレビュー表示もしない）習慣をつけてください。
- 返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客様窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。
- 特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

3. 怪しいサイトには近づかない

- スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト（「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト）は絶対に見てはいけません。

4. 不審なCD-ROM等を使わない

- 金融機関を装ってスパイウェアが記録されたCD-ROMを直接送り付けるという事例が発生しています。CD-ROMに限らずその他の記録媒体を利用するという可能性もあります。CD-ROM等が送り付けられた場合は安易に使用せず、まず金融機関に確認しましょう。また、CD-ROM等に記載された電話番号は偽の窓口の可能性もありますので、別な方法で金融機関の連絡先を確認しましょう。

5. IDやパスワード等の管理について

- ファイル共有ソフトの利用者において、パソコン内に保存した公開するつもりのないインターネットバンキングのIDやパスワード等がインターネットに流出してしまい、預金等が不正に払い戻される被害が発生しております。こうした意図せざる情報流出防止のための最も効果的な措置は、パソコン内にIDやパスワード等の重要情報を保存しないことです。
- 長期間インターネットバンキングを利用していない場合は、IDやパスワード等の管理が行き届かず、盗取されても気がつかない可能性があります。必要のないインターネットバンキングについ

ては利用停止や解約も含め検討しましょう。

フィッシングについて

「フィッシング (Phishing)」とは、金融機関（銀行やクレジットカード会社）などを装った電子メール（このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照）を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。

【フィッシングメール等の例】

①のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、②のように真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

① サービスの提供者を装ったサイトでIDとパスワードを入力させるもの

※ 一見〇〇サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると〇〇サービスを装った偽のサイトが表示されます。

② サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

※ このケースでは、クリックすると本来の〇〇サービスのサイトが表示されます。

ここでパスワードをメールの指示通り「*****」に変更してしまうと、パスワードが「第三者も知っているもの」になってしまいます。

（資料）

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。この度、〇〇サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

<https://www.〇〇.co.jp/login/index.htm>

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。

この度、〇〇サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、*****となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

<https://www.〇〇.co.jp/login/passchange.htm>

この手続きを怠りますとお客様が安全に〇〇サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングのIDやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者ID、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。

このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして①のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、②のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、③のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

① サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

- 1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先

2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

② メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

③ ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際にWeb サイト側が「閲覧するために必要」としてインストールを要求してくるソフトウェアをダウンロードし、インストールする場合、利用者が本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性があります。

ファイル共有ソフトについて

ファイル共有ソフトとは、インターネットを利用したP2P（Peer to Peerーピア・トゥー・ピア）でファイルをやり取りするソフトウェアのことです。ユーザーは、インターネットに接続された自分のコンピュータに、ファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイルをやり取りすることができるようになります。

ファイル共有ソフトは、自動的にファイルを送受信する仕組みであるため、ウイルスの感染によって、公開するつもりのないファイルがインターネットに流れてしまったりといったトラブルが数多く発生しています。

【参考】

（警察庁 サイバー犯罪対策）

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

（警察庁 セキュリティポータルサイト@police）

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

（警察庁 インターネット安全・安心相談）

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

（総務省 国民のための情報セキュリティサイト）

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

（総務省 電気通信消費者情報コーナー）

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

（経済産業省 セキュリティ政策室）

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

（内閣官房情報セキュリティセンター（ファイル共有ソフトに係る注意喚起））

http://www.nisc.go.jp/press/inf_msrk.html

（情報処理推進機構セキュリティセンター（スパイウェアに係る注意喚起））

http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720_spyware.html

（フィッシング対策協議会）

<http://www.antiphishing.jp/>

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。



【7・8月の主な報道発表】

7月3日	アクセス	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の公表について
	アクセス	「金融検査指摘事例集」等の公表について
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に伴う監督指針の一部改正について
	アクセス	「金融商品取引業者等に関する内閣府例の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
7月7日	アクセス	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令」等について
	アクセス	平成21年3月決算会社に係る内部統制報告書の提出状況について
	アクセス	保険検査マニュアルの一部改定（案）の公表について
	アクセス	カルピス株式会社社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について

7月8日	アクセス	株式会社TONKに対する行政処分について
	アクセス	監査法人及び公認会計士の処分等について
	アクセス	「平成20年度における地域密着型金融の取組み状況について」
	アクセス	「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告の公表について
7月10日	アクセス	日本プライベート証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	JPSアセットマネジメント株式会社に対する行政処分について
	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」改正案の公表について
7月13日	アクセス	「ベター・レギュレーションの進捗状況について」（第3回）の公表について
7月14日	アクセス	ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社にかかる有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定
7月16日	アクセス	「オフサイト検査モニターの集計結果」の公表について
	アクセス	「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（等）」に対するパブリックコメントの結果等について
7月24日	アクセス	株式会社ジー・エフ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	伊藤忠商事株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
7月27日	アクセス	銀行業の免許について
	アクセス	多重債務者相談強化キャンペーン2009の実施について
7月28日	アクセス	株式会社岐阜銀行に対する行政処分について
	アクセス	株式会社東日本銀行に対する行政処分について
	アクセス	株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について（1）
	アクセス	株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について（2）
	アクセス	株式会社千葉興行銀行に対する行政処分について
	アクセス	株式会社新生銀行に対する行政処分について
	アクセス	中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に対する行政処分について
	アクセス	経営健全化計画の履行状況報告について
	アクセス	フタバ産業株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社大水に係る有価証券報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社ビックカメラに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
7月31日	アクセス	カブドットコム証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	日本ラッド株式に係る公開買付届出書の訂正届出書の提出命令について

	アクセス	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成 21 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日）
	アクセス	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
	アクセス	無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください
	アクセス	「金融商品取引業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
8 月 4 日	アクセス	空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について
8 月 5 日	アクセス	株式会社ガイアックス株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社紀陽ホールディングス及び株式会社紀陽銀行並びに株式会社豊和銀行の経営強化計画の承認について
	アクセス	株式会社紀陽ホールディングス及び株式会社紀陽銀行並びに株式会社豊和銀行の経営強化計画の履行状況について
8 月 6 日	アクセス	地域銀行 3 行の経営強化計画の履行状況について
	アクセス	平成 20 年度金融庁所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況について
	アクセス	マーヴェラス キャピタル インベストメント株式会社に対する行政処分について
8 月 7 日	アクセス	銀行持株会社の設立認可について
	アクセス	平成 21 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について
	アクセス	新発田信用金庫に対する行政処分について
	アクセス	平成 21 年 3 月期における不良債権の状況等（ポイント）
8 月 18 日	アクセス	平成 21 事務年度 主要行等向け監督方針について
	アクセス	平成 21 事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針について
	アクセス	平成 21 事務年度 保険会社等向け監督方針について
	アクセス	平成 21 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針について
	アクセス	保険検査マニュアルの一部改定について
8 月 20 日	アクセス	株式会社ゼネラルホールディングスの契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
8 月 27 日	アクセス	生命保険業の免許について
	アクセス	株式会社総和地所株券に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	日産ディーゼル工業株式会社役員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
8 月 28 日	アクセス	ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）について
	アクセス	「金融庁の 1 年（平成 20 事務年度版）」について
8 月 31 日	アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
	アクセス	財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況について（平成 20 年度下半期）
	アクセス	平成 22 年度機構・定員及び予算要求について
	アクセス	「平成 22 年度 税制改正要望」について
	アクセス	第 2 回金融審議会金融分科会基本問題懇談会議事次第
	アクセス	「平成 20 年度実績評価書」及び「平成 21 年度事業評価書」の公表、並びにその「要旨」の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。